

デマンド乗合タクシー「のってこタクシー」Q&A

Q1 自宅まで迎えに来てくれますか。

☞ 「のってこタクシー」は、停留所間の運行になりますので、自宅までの送迎はできません。

Q2 路線バスが運行されている場所の近くからは、乗車は制限があると聞きましたが、具体的に教えてください。

☞ 乗車場所、降車場所のどちらも路線バスが近くを運行している所は、そのバスを利用できるので、「のってこタクシー」は利用できません。

しかし、乗車場所の近くに路線バスがあっても、降車場所に路線バスがない場合や、直接行けるルートがない場合は、「のってこタクシー」を利用できます。

例えば、久御山団地から久御山中央公園へ行く場合は、団地の近くにバス停がありますが、中央公園近くにはないので、利用できます。

また、栄町から役場へ行く場合、どちらもバス停がありますが、直接行くことのできる路線がありませんので、この場合も利用できます。

Q3 東一口から、京阪淀駅へ行く場合や、佐山から京阪中書島へ行くにはどうすればよいでしょうか。

☞ 東一口から、京阪淀駅へ行くには「のってこタクシー」で「北川顔」の停留所へ行き、その後、路線バスに乗り換えて淀駅へ行くことになります。この場合、路線バスの乗継補助がありますので、タクシー乗務員から乗継券を受け取り、路線バスに乗ってください。乗継券と通常バス料金(230円)より安い100円を現金で支払い、京阪淀駅へ行くことができます。

また、佐山からは「まちの駅クロスピアくみやま」で乗り継ぎ、中書島駅へ行ってください。同様にバス料金は通常310円ですが、乗継券と現金100円で乗車できます。

Q4 役場まで行って、用事を済ませてから、帰りも利用したいのですが。

☞ 用事が済むまで「のってこタクシー」を待たせることはできませんので、帰りも利用する場合は、再度予約する必要があります(1時間以上前までに)。行きの予約時に、帰りの乗車予約をすることをおすすめします。

Q 5 介助が必要な人が利用するにはどうすればよいですか。

☞ 基本的に乗務員は利用者の身体に触れることはできませんので、お一人で乗降できない場合は、介助者と同乗して利用していただきます。障害者及びその介助者は、割引料金（200 円）となります。

Q 6 利用登録は久御山町の住民に限られていますが、登録していない人は乗れないのですか。

☞ 複数で利用する場合は、登録者が 1 人いれば、登録していない人も一緒に乗車できます。例えば、町外に住んでいる子どもや孫も、登録者と一緒なら利用できます。

Q 7 乗車料金はどのような基準で決められているのですか。

☞ 乗車料金は、町内を運行する路線バスの料金と通常のタクシー料金とのバランスを考慮して決めています。

Q 8 なぜ、利用登録しなければならないのですか。

☞ 「のってこタクシー」は、町からの財政負担で運行しますので、利用者を住民に限定しているのと、利用者データを分析し改善に活かすことができます。